

一 毎年一回総会を開催す。但し時宜に依り他の方法を以て総会
す可き事ありし。

(四) 意思疏通に用する件

- 一 社員並に職工中より代表者を出し協議会を組織し諮問機
関を設置する事。但し其の方法は別に規定す。
- 一 工場内主要の場作に投票函を設け業務上に用いし心付の事
を随時稟報其他に申出せしむる事。

右

覺 書

日本製糖株式会社 決議は九記右項に依り所請に解決せたり。
 一 本議團は八月八日限り之を解決す可き事。
 二 本社は本議團解散後に於て既に解雇の通知を發したる者

の中に何れも此の註解に依り之を採留し従來の勤続日数を通
算する事。

三 本社は前項註解に或れたる者(従前より給知)に對し總額金
幾萬圓を右勤続日数及賃金を標準とし解雇可きとし
て支給する事。 以上

大正十五年八月八日

調停者

添田 敬一 郎
 渡辺 素吉
 鈴木 幸作

附 記

以上三項の外本社は本件解決後元の三項を案行する事を
聲明せり。